

平成 17 年 9 月 22 日
企業会計基準委員会

企業会計基準公開草案第 10 号（企業会計基準第 2 号の改正案）

「1株当たり当期純利益に関する会計基準（案）」

企業会計基準適用指針公開草案第 13 号（企業会計基準適用指針第 4 号の改正案）

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針（案）」

の公表

コメントの募集

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、会社法の公布等に伴い、当委員会が平成 14 年 9 月 25 日に公表した企業会計基準第 2 号「1株当たり当期純利益に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 4 号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」について、所要の改正を行うために審議を行っております。

今般、平成 17 年 9 月 20 日の第 89 回企業会計基準委員会で、標記の企業会計基準及び適用指針の公開草案（以下「本公開草案」という。）の公表が承認されました。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に関するコメントがございましたら、平成 17 年 10 月 24 日（月）までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定があること、名前が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

なお、当委員会が平成 15 年 3 月 13 日に公表した実務対応報告第 9 号「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」の改正については、ストック・オプションに関連する論点が取り扱われていることから、今後の公表が予定されている企業会計基準公開草案「ストック・オプション等に関する会計基準（案）」と合わせて、公開草案を公表することを予定しております。

記

電子メール：	epsr@asb.or.jp	
ファクシミリ：	03-5561-9624	(9月22日まで)
	03-5510-2717	(9月26日以降)
お問い合わせ先：	03-5561-8449	(9月22日まで)
	03-5510-2737	(9月26日以降)

本公開草案の概要

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本公開草案を要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な議論のために本公開草案をお読みくださいますようお願い申し上げます。

■ 主な改正点

本公開草案は、1株当たり当期純利益（潜在株式調整後1株当たり当期純利益を含む。以下同じ。）及び1株当たり純資産額に関する現行の会計基準及び適用指針について、会社法の公布及び企業会計基準公開草案第9号「役員賞与に関する会計基準（案）」等の会計基準の公開草案を当委員会が公表したことに伴う用語等の修正を行うものである。

<主な用語等の修正>

現行	改正案
利益処分	剰余金の配当
利益配当請求権	配当請求権
1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の算定にあたり、利益処分による役員賞与支給額を当期純利益及び純資産の金額から控除する旨	削除 （役員賞与を発生する会計期間の費用として処理することとした企業会計基準公開草案第9号の適用により、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の算定にあたり、役員賞与支給額を考慮する必要がなくなったため、削除した。）
新株式払込金、自己株式払込金	削除 （従前、新株の引受人は払込期日の翌日より株主となることとされていたが、平成16年10月の商法改正以降、払込期日より株主となることとされ、会社法でも同様の取扱いがなされている。このため、「新株式払込金」と「自己株式払込金」は勘定科目として用いられることが想定されなくなっているため、削除した。）
資本の部	純資産の部

■ 適用時期

本公開草案は、会社法施行期日以後終了する中間連結会計期間及び中間会計期間に係る中間連結財務諸表及び中間財務諸表並びに連結会計年度及び事業年度に係る連結財務諸表及び財務諸表から適用する。

以 上